

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第26号

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例

土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,100円</u> とする。	(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,200円</u> とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。